入学料 · 授業料減免

入学料及び授業料減免を受けられる制度として、令和2年度より修学支援新制度(入学料・授業料減免及び給付型奨学金の2つの支援が受けられる制度)が始まりました。大学等における修学の支援に関する法律に基づき国が経済的な支援を行う制度です。

また、<u>令和7年度より開始する多子世帯に対する授業料等無償化についても、この制度に申請していただくことが必須となります。</u>生計維持者が扶養する子どもが3人以上の世帯は所得制限なく授業料等が全額免除となるため、該当される方は必ず以下を確認のうえ、申請手続きを行ってください。

入学料及び授業料(令和7年度前期分)の減免を希望する方は、「入学手続き Web 入力専用サイト」より、案内に従い申請をしてください。

【1.注意点】

- (1) 修学支援新制度は入学料・授業料減免及び給付型奨学金の2つの支援が受けられる制度であり、いずれも同じ基準で判定されます。判定は日本学生支援機構の給付型奨学金に申請することで、行われます。よって、減免希望者は日本学生支援機構の給付型奨学金へも必ず申請してください(理由があり給付型奨学金へ申請しない場合は、必ず学生支援チームまで連絡をしてください)。給付型奨学金の申請方法は入学手続ホームページ内の「II-11 奨学金について」を確認してください。
- (2)本来、入学料及び前期授業料の支払期限は「入学料は入学手続き時に」、「前期授業料は4月末まで」にとなりますが、減免申請をすることで、結果が出るまでは支払いが猶予されます。なお、一度支払われた入学料及び授業料は返還できませんので、減免希望の方は注意してください。

【2.申請方法】

- ① 入学手続き Web 入力専用サイトにログイン
- ② 入学料支払い画面で「入学料・授業料減免申請」をクリック (「お支払手続きへ」には進まないでください)
- ③ 〈確認事項〉及び〈注意事項〉を同意・確認
- ④ 必要項目を入力
- ⑤ 最後に「入学料・授業料減免申請」をクリックして完了

【3. 結果通知時期】

結果は8月中旬頃に通知文書の郵送とメールでお知らせします。入学料及び授業料減免の結果を合わせて通知します。

申請者は通知を受けるまで入学料及び授業料を支払わないように注意してください。

【4.対象者の認定要件】

- (1) 国籍・在留資格等に関する要件(次のいずれかに該当する者)
 - ①日本国籍を有する者
 - ②日本国籍を有しない者のうち,「法定特別永住者」,「永住者」,「定住者」,「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者
- (2) 大学に進学するまでの期間等に関する要件(次のいずれかに該当する者)
 - ①高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
 - ②高等学校卒業程度認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も毎年度認定試験を受験していた者も含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者

(3) 学業成績等に関する基準 (次のいずれかに該当すること)

- ①高校等の評定平均値が3.5以上であること
- ②入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ③高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ④学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

(4) 家計の経済状況に関する基準(次のいずれにも該当すること)

①収入に関する基準

本人及び生計維持者のそれぞれについて以下の算式により算出された額を合算した額(以下、「支援額算定基準額」という。)が下表のいずれかの区分に該当すること。 ※<u>多子世帯は、所得制限なく入学料・授業料が全額免除となります。多子世帯かつ下表の基準に該当する場合は、区分に応じた給付型奨学金の支給も受けることができます。</u>

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%-(調整控除の額+税額調整額) ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額) に3/4を乗じた額となる。

区 分	基準額
第I区分	支援額算定基準額が 100 円未満
第Ⅱ区分	支援額算定基準額が 100 円以上~25,600 円未満
第Ⅲ区分	支援額算定基準額が 25,600 円以上~51,300 円未満
第IV区分	支援額算定基準額が 51,300 円以上~154,500 円未満

※第IV区分は令和6年度から新設され、多子世帯(扶養する子の数が3人以上の世帯)のみが対象となります。

収入に関する基準については、日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、支援の対象となり得るか、大まかに調べることができます。 「日本学生支援機構 進学資金シミュレーター」で検索してみてください。

②資産に関する基準

本人及び生計維持者の資産合計について,以下の要件を満たすこと(資産には不動産は含みません。負債との相殺もできません。)

・ I ~IV区分であって、多子世帯ではない場合: 5,000 万円未満 (※生計維持者の数に関わらず)

・多子世帯の場合:3 億円未満

【5.支援内容】

支援金額は、収入に関する基準に基づく区分ごとに定まっています。どの区分に認定されるかは、申請時に提出していただくマイナンバーを用いて、日本学生支援機構にて決定されます。

ロハ	入学料・授業料	給付型奨学金(月額)	
区分	減免額	自宅通学	自宅外通学
第 I 区分 (1 子・2 子世帯)		29, 200 円	
第 I 区分 (多子世帯)	全額免除	(33, 300 円)	66, 700 円
第Ⅱ区分 (1子・2子世帯)	2/3 免除	19, 500 円 (22, 200 円)	44, 500 円
第Ⅱ区分 (多子世帯)	全額免除		
第Ⅲ区分 (1 子・2 子世帯)	1/3 免除	9, 800 円 (11, 100 円)	22, 300 円
第Ⅲ区分 (多子世帯)	全額免除		
第IV区分 (多子世帯に限る)	全額免除	7, 300 円 (8, 400 円)	16, 700 円

※生活保護世帯及び児童養護施設等から通学する者の奨学金月額はカッコ内の金額 ※第Ⅲ区分又は第Ⅲ区分に該当し、かつ多子世帯の場合は、入学料・授業料は全額免 除となります